

静交 令4第15号
令和4年8月8日

手形交換加盟銀行
交換母店様

一般財団法人 静岡県銀行協会
静岡手形交換所

令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する
手形交換に関する特別措置について(その3)

今般、標記の災害に伴い、福井県銀行協会から、手形交換に関する特別措置を別紙の下線部（今回拡大された適用地域）のとおり実施するとの通知がありました。

これに伴い、全手形交換所において、同災害のため呈示期間が経過した手形について、手形交換に関する**特別措置Ⅰ（災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出）**および**特別措置Ⅱ（特別措置Ⅰにより持ち出された手形の決済）**を当分の間実施することとなりますので連絡致します。

交換母店におかれてましては、関係各参加店にもご連絡願います。

代理交換受託金融機関におかれましては、委託金融機関にもご連絡願います。

以 上